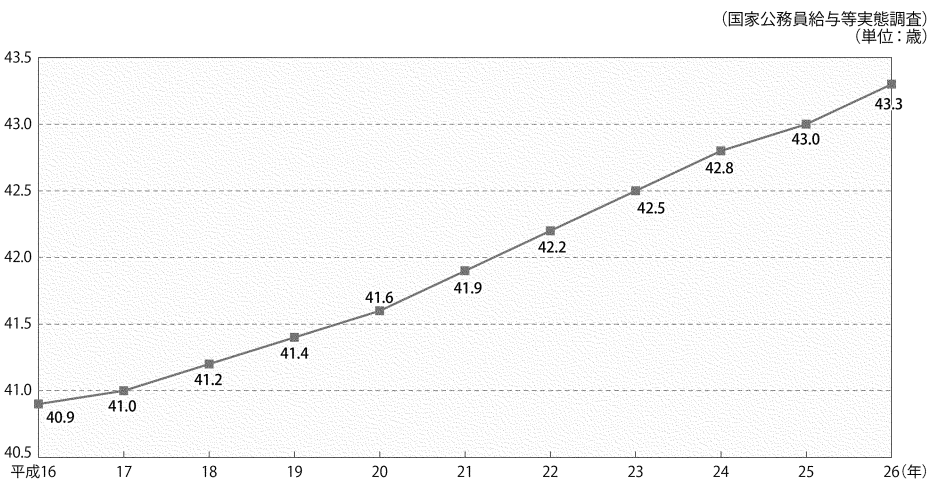
図3-3　平均年齢の推移



⑵　職員の給与

平成26年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表3-1　給与種目別平均給与月額

（平成26年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	全職員	行政職俸給表（一）適用職員
	円	円
俸給	344,668	335,000
扶養手当	12,043	12,081
俸給の特別調整額	11,369	11,970
地域手当等	36,674	37,120
住居手当	4,268	4,573
その他	6,404	7,728
合計	415,426	408,472

（注）「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

（平成26年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
	人	%	円
通勤手当	209,858	82.2	13,865
地域手当	199,505	78.2	44,856
扶養手当	146,395	57.3	21,000
住居手当	43,034	16.9	25,319
俸給の特別調整額	42,083	16.5	68,964
広域異動手当	29,665	11.6	13,922
寒冷地手当	28,690	11.2	7,176
単身赴任手当	20,575	8.1	34,454

４　民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、平成26年の調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

⑴　平成26年調査の概要

ア　調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所55,047事業所

イ　調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により916層に層化し、これらの層から無作為に抽出した12,358事業所

ウ　調査方法・内容

平成26年５月１日から同年６月18日の間において、69の都道府県、政令指定都市等人事委員会と共同により、同年４月分として支払われた給与月額等について直接事業所に赴き実地調査を実施

エ　集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配慮

⑵　平成26年調査結果の概要

ア　調査完了事業所

10,750事業所（調査完了率88.1％）

イ　調査実人員

公務と類似の職務と考えられる76職種（うち、初任給関係18職種）に従事する常勤の従業員502,806人（うち、初任給関係28,765人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,932,261人

ウ　初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

第２節　給与法等の実施

１　制度改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、指定職俸給表の適用範囲の変更を行うため規則９－２（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則９－６（俸給の調整額）、規則９－17（俸給の特別調整額）等の一部を逐次改正した。

２　級別定数の改定等

⑴　級別定数の改定

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給され、職員の職務の級は級別定数の枠内で決定することとされている。級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適